

議案第36号

狭山市健康づくり審議会条例

条例別紙のとおり

平成25年6月4日提出

狭山市長 仲川 幸成

提案理由

市民の総合的かつ効果的な健康づくりを推進するため、狭山市健康づくり審議会を設置したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市健康づくり審議会条例

(設置)

第1条 市民の総合的かつ効果的な健康づくりを推進するため、狭山市健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市民の総合的かつ効果的な健康づくりに関する対策に必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

- 4 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表健康づくり推進市民会議委員の項中「健康づくり推進市民会議委員」を「健康づくり審議会委員」に改める。